（健康保険法施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第九号の三

二　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十号

三　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第九号の三及び第二十七条の十二第九号の三

四　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の二第五号の二及び第九十八条第五号の二

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第十三条第八号の二及び第六十一条第八号の二

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の六ただし書、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第二十九条第三項及び第七十一条第三項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項中「都市再生特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第十二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の十一条を加える。

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第一条　都市再生特別措置法（以下「法」という。）第十九条の六ただし書の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の規定により都市施設に関する都市計画事業の施行予定者として定められた者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（開発行為に係る同意に関する協議）

第一条の二　法第十九条の八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る開発行為に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可の権限を有する者に提出するものとする。

一　整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　都市計画法第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類

三　都市計画法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書

（開発行為に係る同意の基準）

第一条の三　法第十九条の八第一項の同意は、都市計画法第三十三条第一項各号（同条第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

（土地区画整理事業に係る同意に関する協議）

第一条の四　法第十九条の九第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る土地区画整理事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

一　整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　土地区画整理法第四条第一項の規準又は規約及び事業計画

三　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第二条第一項各号に掲げる書類に相当する書類

（土地区画整理事業に係る同意の基準）

第一条の五　法第十九条の九第一項の同意は、土地区画整理法第九条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

（土地区画整理事業に係る証明書の交付）

第一条の六　土地区画整理法第四条第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の九第二項の規定により土地区画整理法第四条第一項の認可があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議）

第一条の七　法第十九条の十第一項の規定により協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る民間都市再生事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出するものとする。

一　整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　法第二十条第一項の民間都市再生事業計画

三　第二条第一項各号に掲げる図書に相当する図書

（民間都市再生事業計画に係る同意の基準）

第一条の八　法第十九条の十第一項の同意は、法第二十一条第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

（市街地再開発事業に係る同意に関する協議）

第一条の九　法第十九条の十一第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る第一種市街地再開発事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

一　整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　都市再開発法第七条の九第一項の規準又は規約及び事業計画

三　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第一条の七第一項各号に掲げる書類に相当する書類

（市街地再開発事業に係る同意の基準）

第一条の十　法第十九条の十一第一項の同意は、都市再開発法第七条の十四第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

（市街地再開発事業に係る証明書の交付）

第一条の十一　都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十一第二項の規定により都市再開発法第七条の九第一項の認可があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

第六条中「第一号に掲げる業務」の下に「（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、「から第三号まで」を「から第四号まで」に改め、「及び第三号」を削り、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一　法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。

イ　金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に関し優れた知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

ロ　土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　資金の貸付け　元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付され、かつ、担保が付されているものであること。

ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債を取得するものであること。

三　認定事業が次のいずれにも該当するものであること。

イ　公共施設に準ずる避難施設、駐車場その他の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備を伴うものであること。

ロ　整備される建築物の総合的な性能が高く、かつ、当該建築物の建築、使用及び解体に係る二酸化炭素の排出の抑制が図られたものであること。